

# これって、もしかして法律違反？ あなたの職場をチェックしよう

## 「賃金を勝手に下げられた」「有休を取らせてもらえない」

経営不振や規制緩和を口実に、当然の権利を奪われていませんか。  
そうした会社の横暴に泣き寝入りするのではなく、法律や通達など活用できるものを駆使して対処することが必要です。

ただし、法律があるとはいえ、どのような権利も、それを主張し力を合せてがんばる仲間、労働組合がなければ実現しません。

労働組合に入り、ともにがんばりましょう。



## 職場権利、ちゃんと守られているかチェックしよう

✓	項目	ポイント
	法律違反の契約	【労基法13条】法律違反の労働契約はその部分については無効とする。
	前借金相殺の禁止	【労基法17条】使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。
	賃金の支払	【労基法24条】通貨で、直接、労働者に全額、毎月、一定期日に支払わなければならない。
	賃金制度	【3・1通達】歩合給制度のうち、累進歩合制度は廃止するものとする。
	労働時間	【労基法32条】労働時間は、1週間40時間、1日8時間以内。
	拘束時間	【改善基準告示】日勤16時間、隔勤21時間以内・原則13時間。
	休息期間	【改善基準告示】日勤は8時間以上、隔勤は20時間以上。
	休憩	【労基法34条】労働時間が、6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を与えなければならない。
	休日	【労基法35条】毎週少なくとも1回の休日を与えること。 【3・1通達】休日は休息期間に24時間を加算して得た連続した時間。
	時間外労働及び休日の労働	【労基法36条】協定がなければ時間外、休日労働をさせられない。 【改善基準告示】協定があっても自動車運転者の場合は制限がある。
	時間外、休日及び深夜の割増賃金	【労基法37条】労働時間の延長及び休日労働させた場合、使用者は通常賃金から25～50%割り増した賃金を支払うものとする。
	年次有給休暇	【労基法39条】労働者の望むときにいつでも取得できる。 【3・1通達】有休取得時に、不当に賃金額を減少させてはならない。
	制裁規定の制限	【労基法91条】賃金総額の1割を超えてはならない。
	時効	【労基法115条】この法律による賃金、災害補償その他の請求権は2年、退職手当の請求権は5年で消滅する。